



沖建審第4号
平成28年1月14日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県建設業審議会
会長 大城 郁寛



建設工事における最低制限価格の見直しについて(答申)

平成27年8月27日付け沖縄県諮問土第1号で諮問のあった事項については、下記のとおり議決したことを答申します。

記

- 1 最低制限価格の範囲について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の範囲を「予定価格の100分の70以上」とすること。
- 2 最低制限価格の算定式について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の算定式を以下のとおりとすること。
 - ・直接工事費：直接工事費の額×1.00
 - ・共通仮設費：共通仮設費の額×0.90
 - ・現場管理費：現場管理費の額×0.80
 - ・一般管理費等：一般管理費等の額×0.70
- 3 付帯意見
今後、建設業の経営状況の改善が見られない場合においては、最低制限価格等の見直しについて検討を行うものとする。

建設工事における最低制限価格の見直しについて（諮問）

沖縄県建設業審議会設置条例（平成20年12月26日条例第47号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項 「建設工事における最低制限価格の見直しについて」

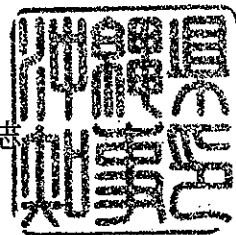
2 諮問の趣旨

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注防止を図ることを目的として設定されています。

県においては、平成22年度の沖縄県建設業審議会での答申及び沖縄県財務規則に基づき現在の運用を行っておりますが、今後、適正な最低制限価格のあり方を検討するため意見を求めるものであります。

平成27年8月27日

沖縄県知事 翁長 雄志



最低制限価格の見直しに係る沖縄県建設業審議会の開催状況について

1. 辞令交付式及び平成27年第1回 沖縄県建設業審議会(平成27年3月17日開催)

(1) 建設工事における最低制限価格の見直しについて

- ・建設工事における最低制限価格の現状について
- ・全国の最低制限価格の設定状況
- ・沖縄県建設業審議会の概要

2. 平成27年第2回 沖縄県建設業審議会(平成27年8月27日開催)

沖縄県知事より「建設工事における最低制限価格の見直しについて」沖縄県建設業審議会に対して諮問が行われた。

(1) 沖縄県土木建築部の最低制限価格についての考え方

- ・最低制限価格について
- ・最低制限価格の見直しの背景
- ・担い手三法の改正について
- ・沖縄県建設工事コスト調査結果について
- ・最低制限価格の範囲を決定するための基本的な考え方及び方針について

3. 平成27年第3回 沖縄県建設業審議会(平成27年10月16日開催)

(1) 算定式について

(2) 沖縄県の建設業界の現状について(沖縄県建設業協会が説明)

4. 平成27年第4回 沖縄県建設業審議会(平成27年12月18日開催)

「建設工事における最低制限価格の見直しについて」の諮問に係る答申(案)について